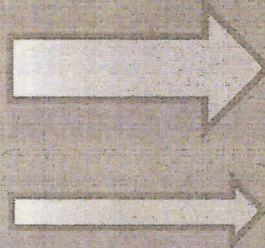


主な変更点 (令和6年3月からは、以下のように分別等をお願いします。)

1 可燃ごみの中からプラスチックを分けてください。

可燃ごみとして回収していた
プラスチック

区役所・公民館等で拠点回収していた
トレイ・卵パック



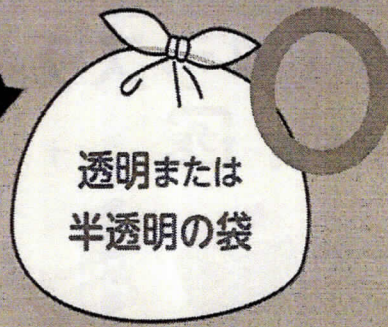
プラ資源
として回収

注：拠点回収の品目のうち【トレイと卵パック】のみ令和6年2月末で廃止となります。

2 透明・半透明の袋に入れてください。

プラ資源

注：【ペットボトル】は
従来どおり【資源化物の日】に
【資源化ステーション】で回収し
ますので、プラ資源には入れない
てください。



3 「プラ資源の日」に可燃・不燃ステーションに排出

| 区分 | 出し方 | 収集回数 |
|---------------------------|--------------------------------|------|
| プラスチック資源 | 透明・半透明の袋 | 週1回 |
| 可燃ごみ | 岡山市有料指定袋 | 週2回 |
| 不燃ごみ | 岡山市有料指定袋 | 月1回 |
| 資源化物 (ペットボトルは従来どおりこちら) | 種類別に分け、 ルールを守って 出してください。 | 月2回 |

可燃・不燃ごみステーション

資源化物
ステーション

※裏面もご覧ください

「プラスチック資源」の出し方

(イラスト出典:経済産業省ごみイラスト素材集)

出し方のポイント

- ① 「プラ資源」の対象は、原則、プラスチック素材100%のものです。
※ ただし、ハンガーなど一部が金属の場合、大部分がプラスチックのものは対象になります。
- ② プラ資源を「透明または半透明の袋」に入れる
※ 岡山市有料指定袋は使用しないでください。
- ③ 「可燃・不燃ごみステーション」に排出
※ プラ資源は資源化物ステーションでは回収しないのでご注意ください。

汚れの落ちないプラスチックは可燃ごみへ

対象の「プラスチック資源」の例

- ① プラスチック製容器包装  + プラスチック製品



「プラスチック資源」で回収できない例

発火や負傷などの危険があるもの、リサイクルに不適なもの



※裏面もご覧ください